

どうすれば 安全安心—

中高年専門の結婚情報サービス
【西会】（本社・東京都新宿区）
の横浜サロン（横浜市）では23日、
「成婚した5組による会員向け
トークショー」が開かれた。体験談
を披露した70代の男性と60代の女
性は、週5日を男性宅、2日を女性
宅で過ごす。住環境を変えずに
互いの自宅を行き来する「通い婚」
だ。男性は2回の離婚歴があり、
女性は前夫と死別した。2人はい
ずれは婚姻届を「と考えているが、
女性が「義母を見送ってから」と
望み、今のスタイルになったとい
う。男性が「一人より2人で飲む
コーヒーはおいしい」と笑顔で語
ると、会員約50人からはため息が
漏れた。

同会は、1960年の創業。会
員は首都圏を中心に約4000人
で、男性は60代、女性は50代が中
心だ。近年は高齢者の入会が増え、
60代以上が半数を占める。同会の
カウンセラー、立松清江さんは今
の高齢者は肉体的にも精神的にも
お若い。80代の男性会員もいらっしゃいます」と話す。

シニア世代の多くは、「生活スタイルや財産が確立し、子どもや孫
影響を与えないように婚姻届を出
さない「事実婚」や「通い婚」を
選択する人が増えている。立松さ

人生80年時代、幾つになつても若々しく、毎日を楽しみたい——。そのよう
な思いからなのか、新たな伴侶を求めるシニア層の「婚活」が活発だ。子育て
などに専念しないので相手と同じ方向へ向き合える半面、家族への配慮から決
断できないケースも。成功に導くアドバイスを専門家に聞いた。

【鈴木美穂】

シニア Plus プラス

んは「婚姻届にだわらず、柔軟に対応することも『シニア婚』を成功に導く秘訣かもしれません。また、婚活を子どもや孫にオーブンした方が協力を得やすいですね」と話す。

シニア世代では、一日一日を若い頃よりも大切に感じている人が多いだろう。婚活ものんびりとはしていられないと思いがちだが、立松さんは「出産や子育てが求められるがちな若い頃とは違い、誰かにせかされる結婚ではあります。納得できる相手をじっくりと見極めてほしい」とアドバイスする。

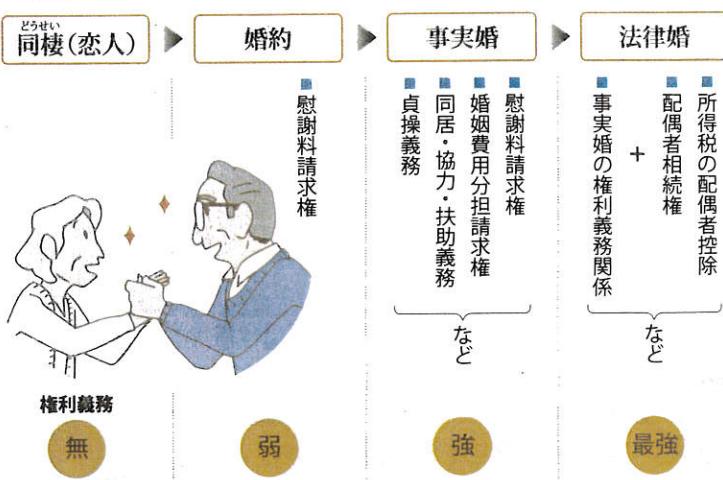
契約書でルール取り決め

- ✓ 子や孫にオーブンに
- ✓ 医療措置「同意」に対策を

「シニア婚（事実婚）」が増えるにつれ、法律婚とは違った課題が出てくる」と指摘するのは、婚前契約書などの実務に詳しい弁護士の矢野京介さんだ。イラストを基に説明する。「結婚」にまつわる法的保護については、同棲、婚約、事実婚、法律婚の順に権利義務が強くなります。シニア婚では子どもの心情を考え、あえて事実婚を選ぶ人も多いと想いますが、妻（夫）としての相続権がある法律婚と事実婚の間には「相続権の有無」という大きな違いがあることを知つておいてほしい」という。住まいを巡っても、場合によっては所有者が亡くなると、相続権のない事実婚の配偶者は、故人から遺言書で贈与してもらわない限り退去を余儀なくされます。借家であれば、借り主（負借人）がなくなつても、事実婚関係があ

「結婚」にまつわる権利と義務

※矢野京介さんへの取材を基に作成



相続・離婚問題に詳しい弁護士の本橋美智子さんも「先々に不安がある場合は『遺言』を作つておいた方が良いでしょう。財産の分け方などに加え、（遺言にて）お墓や葬儀のあり方について希望を書けるものなければ同棲とみなされ、残された妻（夫）が住まいを追われかねません。パートナーが困らないよう婚前に契約書を交わしておくことも考えられます」と話す。

日常生活で想定される課題にはどのようなものがあるのか。本橋さんは、一例として病気や介護なども「生前贈与」するのも一つの案です」と指南する。

ただ、婚前契約書はなじみが薄いもの確か。本橋さんは「心理的抵抗感があつても、大切なのは書面を作るプロセス。気掛かりな、あるいは優先度の高いテーマを話し合つておくことでお互いの結婚像を確認でき、意思疎通も図れます」と、作成の意義を説明する。

矢野さんは契約書の必要性を強調する。「お互いが『結婚した』と思っていても、通い婚は内縁夫婦（夫婦）関係と認められないケースも多い。関係解消となれば、慰謝料や財産分与の根拠となる『事実婚が成立していたか』を巡り、争いになることもありますから。契約書はこうした場面にも有効です」。

パートナーと意義に過ぎずた適切な準備を進めたいたい。

